

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県隠岐郡西郷町

## 2 構造改革特別区域の名称

西郷町幼稚園早期入園特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

島根県隠岐郡西郷町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本町の人口動向は、昭和55年の14,794人に対し、平成12年には13,194人と10.94%減少している。その一方、世帯数については、同年の比較で4,800世帯から、5,154世帯と7.33%増加している（別添参考資料1）。このことから、核家族化の進展が見てとれる。また、少子化の進展についても、0～4歳の人口について、昭和55年には、1,100人であったのに対し、平成12年には561人と、実に539人の減少、53.26%の下落率となっている（別添参考資料2）。

本町の保育所及び幼稚園の状況については、保育所が町立の7ヶ所、私立の4ヶ所及び幼稚園が私立の1園となっている。これらの施設はいずれも前述の少子化の影響のもと、年々子どもの数が減少している。とくに、幼稚園については、本町に唯一存在する私立1園が本町の幼児教育を一手に担っている現状の中、平成2年には73人いた園児数が、平成14年には32人と、実に56.16%も減少している（別添参考資料3）。このことにより、地域社会及び幼稚園内において、他の幼児と共に行動する機会が減ってきたことがうかがえる。

特に、3歳未満児は現在法律により満3歳になってからの中途入園しか認められておらず、入園時期にばらつきがあるため、3歳未満児は他の幼児と共に行動する機会がきわめて少ないといえる。また、今後更に少子化の進展も予想されることから、学校教育法第78条第2項の目標達成が困難となることが考えられる。

3歳未満児の幼稚園就園については保護者の根強いニーズがある。女性の社会参加、核家族化の進行、家庭の教育力低下等の諸要因から、「満3歳に達する年度の当初からの入園が認められていれば当初入園させたい。」という意見も多数聴かれる。また、幼稚園経営側からしても、途中入園する満3歳児に対して年間を通したカリキュラムを立てることができないという実態がある。

こうした中、本特例を活用することにより、保育所と幼稚園との垣根が低くなり、多様化する

地域の保育・幼児教育ニーズを満たすことができるほか、各施設が切磋琢磨することにより、当該施設の特徴や独自性を生かしたサービスの提供が期待される。本町においても幼児教育の充実を図るため特区認定申請は必要であると判断した。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年の少子化・核家族化、さらには女性の就業率上昇の結果として、幼児の遊び相手の不足が懸念されている。幼児期は、他者と関わりを持つことによって社会性を身につけていくという意味で、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であると位置付けられているが、家庭内・地域内共に、近年の状況下ではそれが難しくなってきたと言わざるをえない。

こうした状況下で、集団行動を通して社会性を形成させる幼稚園の果たす役割は従来から大きなものがあった。しかし、少子化の影響で、幼稚園においても、幼児数は年々減少する傾向にあり、幼児が他の幼児と共に活動する機会も減少しており、幼児教育を充実させるのが難しくなっている。特に、満3歳児については、現在中途入園しか認められておらず入園時期にばらつきがあるので、他の幼児と共に行動する機会が極めて少ないといえる。

そこで、満3歳に達する年度の当初からの入園を認めることにより幼児教育のさらなる充実が達成できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 在園児数の増加による幼児教育の充実

幼児期は、他者と関わりを持つことによって社会性を身につけていくという意味で、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。年度の途中で満3歳に達する幼児が年度当初から幼稚園に入園することを可能とする特例を導入することによって、園内において十分な園児数を確保し、幼児が他の幼児と共に活動する機会を増加させることにより幼児教育の充実を図る。

### (2) 保護者子育て負担軽減

女性の社会参加、核家族化の進行、家庭の教育力の低下等の諸要因から、保護者の3歳未満児早期入園に対するニーズが高まっている。年度当初からの入園を可能にすることにより、働きながら子供を育てる保護者の負担を軽減し、いっそうの社会参加を促進する。

### (3) 幼稚園経営の改善

年度当初からの就園を可能にし、保育料の確保及び教員・教室の有効利用により、厳しい幼稚園経営の改善を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 在園児数の増加

途中入園する満3歳児は、例年2～3人程度だが、これは年度当初からの入園を可能にすることで、例年以上の入園者の増加が期待される。平成16年度には5人程度の3歳未満児の就園が期待で

きる。

#### (2) 幼児教育の充実

幼児が他の幼児と共に活動する機会を増加させることにより幼児教育の充実を図ることができる。また、3歳未満児の年度当初からの一斉入園に伴い、年間を通じたカリキュラムを立てることが可能になり、より充実した幼児教育が期待できる。

#### (3) 男女共同参画社会の実現

3歳未満児の年度当初からの入園に伴い、従来よりも働きながら子どもを育てる環境が整備される。とりわけ、女性の就業率上昇に期待が持てる。

#### (4) 幼稚園経営の改善

3歳未満児の年度当初からの入園に伴い、年度当初から保育料を確保でき、空き教室の有効利用ができる。さらに、在園児数の増加に伴う教職員の採用増加も見込める。

### 8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

### 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園の設置者が在園している園児の保護者に対して、入園料及び保育料を幼児の属する世帯の所得の状況に応じて減免する場合に、減免相当額を補助する。

#### ・ 隠岐文化学院幼稚園補助金

当該幼稚園に在園する園児に対するより良い教育の確保のため、当該幼稚園の規模に対し運営費を補助する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

### 4 特定事業の内容

幼児が満3歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とするもので、十分な在園児数を確保すると共に年間を通したカリキュラムの作成によるさらなる幼児教育の実現を目指す。

平成16年4月から西郷町内の私立幼稚園1園において受け入れを開始する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町に唯一存在する私立幼稚園1園は、幼児期の人間形成において重要な役割を負う幼児教育を一手に担ってきたが、近年少子化の影響により、平成2年には73人いた幼稚園児は平成14年にはその2分の1にまで落ち込み、十分な在園児数を見込めなくなってきた。在園児数の減少は、幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少につながっており、学校教育法第78条第2号「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」に掲げる目的を達成しにくい状況にある。とりわけ、中途入園により入園時期にはばらつきのある満3歳児に関しては深刻である。

本町では、本規定の目標を達成する必要性を強く感じており、学校教育法第80条の規定に関わらず構造改革特別区域法を適用し、満3歳に達する年度の当初からの入園を認める必要性があると判断した。